

環境改善実施要領（工事編）

第1条 目的

2024年度から建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

第2条 対象工事

鹿児島県土木部が発注する、全ての工事を対象とする。

ただし、災害復旧の応急工事など緊急性を要する工事は除くものとする。

第3条 取組内容

以下の取組事例を参考に、土日・深夜勤務等を抑制するために、工事現場環境の改善を行う。

- （1）依頼日・時間及び期限に関すること
 - ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない
- （2）会議・打ち合わせに関すること
 - ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
 - ・打合せは、WEB会議等の活用に努めること。
- （3）業務時間外の連絡に関すること
 - ・業務時間外の連絡を行わない（ASP・メール等含む。）
 - ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること
- （4）その他について、受発注者間において確認の上、決定してもよい

第4条 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日などが異なることから、柔軟性をもった取組とすること。工事の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、取組を行うこと。

○特記仕様書への記載

全ての工事において、特記仕様書に明記すること。

【特記仕様書記載例】

第〇条 工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事現場編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第5条 適用

本要領は、令和6年4月1日以降執行伺い決裁分から適用する。

建設業における時間外労働規制

技術管理室
(R4.4)

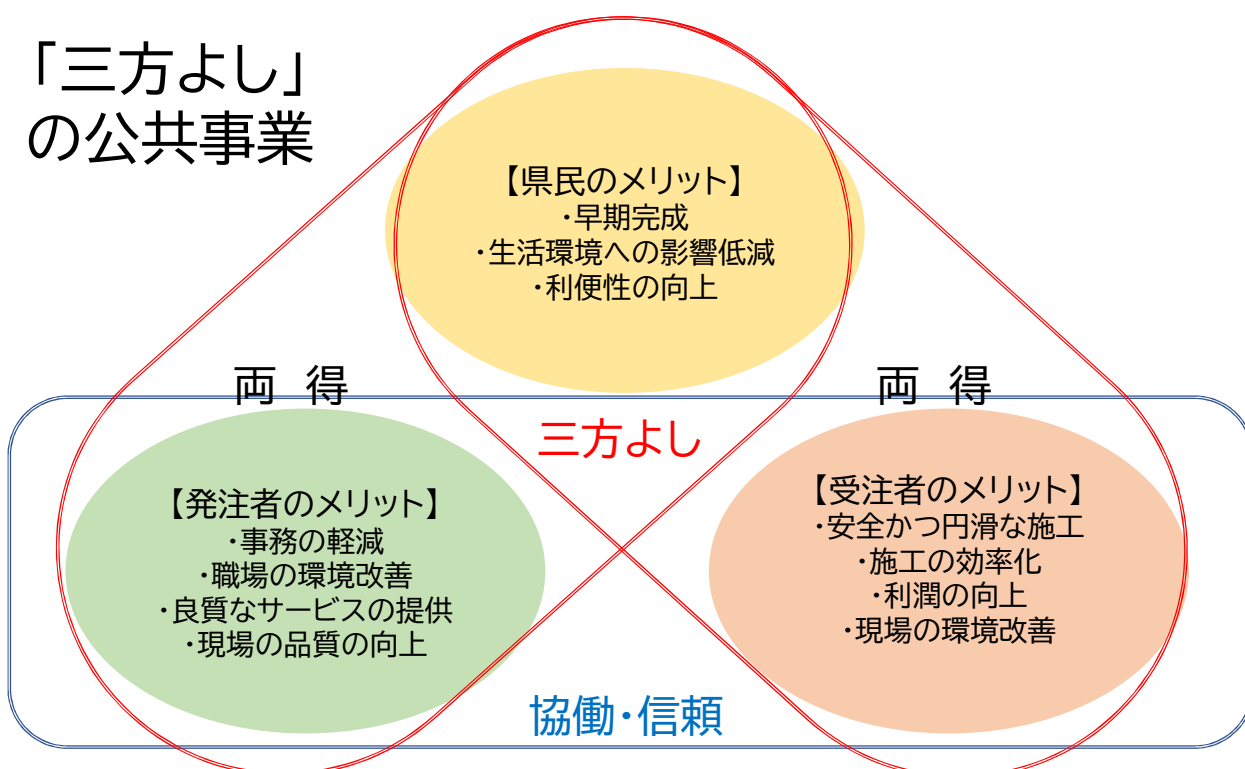
【建設業における時間外労働規制の見直し】

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業はH31年4月から、中小企業はR2年4月から適用

	見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 <ul style="list-style-type: none"> ③ 年 720時間(月平均60時間) <ul style="list-style-type: none"> ○ 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定 <ul style="list-style-type: none"> ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

「三方よし」の公共事業

技術管理室
(R6.4)



受注者と発注者協働して積極的にコミュニケーションをとることにより、県民により良いサービスが提供できます。

建設工事における働き方改革の取組

技術管理室
(R6.4)

基本理念

- ・ 建設投資の急激な減少や競争の激化により建設産業界の経営を取り巻く環境が悪化し、現場の技術者の高齢化や若年者の減少といった問題が生じている。
 - ・ 中長期的には、建設産業界の担い手不足や設計成果の品質低下が懸念される。これらの課題に対応し、その担い手や品質向上を確保するためには、受発注者間において、より一層の意思疎通を図り連携していくことが重要である。
- そのため、受発注者において、「環境改善実施要領」により相互の意思疎通の強化を図ることにより成果物の品質の向上を目指し、また、労働環境の改善を図ることにより、魅力ある建設業界の創造を目指すもの。

環境改善実施要領(工事編)

受発注者の取組

ワンデイ・レスポンスの徹底

受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。

遠隔臨場(WEB会議)の推進

「工事打合せ」や「段階確認」、「検査」をWEBで実施する。特に遠隔地については、可能な限り協議により実施する。

ウィークリースタンスの実施

受発注者相互で労働環境改善に向けた仕組み作りを実施する。

情報共有システム(ASP)の活用

業務効率化のため積極的な活用を推進するとともに、受発注者間の業務スケジュールを共有する。

施工時期の平準化

R6平準化率目標 0.80
R4平準化率 0.83

適正な工期設定

鹿児島県の土木工事における工期設定指針

週休2日工事

R6.4建設業における時間外労働上限規制の適用

適切な設計変更

・適切な内容及び時期の設計変更

ICT活用工事

i-Constructionの推進
生産性向上の取組